

鳥取市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、市内の農地、農業用施設や農村環境について、地域ぐるみでの共同活動による良好な保全と質的向上を図ることで維持発揮される多面的機能や地域振興、担い手農家への農地集積に資することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「交付金実施要領」という。）並びに鳥取県多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月11日付第201400009600号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、交付金実施要綱第5に定める事業実施主体（以下単に「活動組織」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、次に掲げるとおりとし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（別表1の第3欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額しなければならない。

(1) 別表1の第1欄の1に掲げる事業にあつては、別表2の第2欄に定める地目別の交付単価に当該対象農用地の面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の1に定める率を乗じて得た額の合計額以下とする。

(2) 別表1の第1欄の2に掲げる事業にあつては、次のとおりとする。

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

(イ)、(エ)についてはアに取り組む場合に、(ウ)についてはア及びイに取り組む場合に限り適用する。

(ア)別表2の第3欄に定める地目別の交付単価に当該対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。

(イ)多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が交付金実施要領別記1－2第3の2(3)に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活

動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する活動組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない活動組織が交付金実施要領別記1－2第3の2（3）に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上取り組む場合に、活動期間中に限り、別表2の第5欄に定める地目別の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める率を乗じて得た額以下とする。

(ウ)(イ)の支援を受ける活動組織であって、次のa又はbのいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限り、別表2の第6欄に定める地目別の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

- a 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該活動組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- b 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該活動組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

(エ)事業計画に定める活動期間中に、次のa又はbのいずれかに該当する活動を行う場合に、別表2の第7欄に定める田の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

- a (ア)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- b 広域活動組織にあつては、当該活動を実施する集落ごとに、(ア)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

(オ)事業計画に定める活動期間中に、次のいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に、別表3の第3欄に定める交付単価に取組面積を乗じて得た額に別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

- a 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組
- b 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
- c 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
- d 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組

e 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

イ 施設の長寿命化のための活動

別表2の第4欄に定める地目別の交付単価に当該対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。なお、交付金実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ウ 活動組織の広域化・体制強化

(ア)活動組織への組織の体制強化に対する支援として、交付金実施要綱別紙5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、別表4のアの第2欄に定める交付単価に、別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

(イ)別表4のイの第2欄に定める交付単価に、同表のイの第3欄に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

3 前項第2号ウの対象となる組織は、次のとおりとする。

- (1) 交付金実施要綱別紙5及び交付金実施要領第4に基づき設置された広域活動組織
- (2) 前号に準じて設置された規模要件が200ha未満（中山間地にあつては50ha未満）の広域活動組織で市長が認定したもの。

（経費の流用）

第4条 別表1の第1欄に掲げる1及び2のアにおいては、相互間の交付対象経費の流用を可能とする。また、活動計画書に定めた活動を実施する場合は、同表の第1欄に掲げる1又は2のアから2のイへの流用を可能とする。

（交付申請の時期等）

第5条 本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわら

ず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、別表1の第5欄に掲げるものの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（交付事業の着手）

第8条 対象事業に着手した時は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合に該当し、着手届は要しないものとする。

（交付金の概算払）

第9条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から速やかに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。また、同条第3号に掲げる書類は、交付金実施要領第1の8及び第2の9の規定に基づく様式第1－8号によるものとする。

3 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産処分承認）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により交付事業者が市長に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月11日から施行する。

(鳥取市農地・水保全管理支払交付金交付要綱の廃止)

2 この要綱の制定に伴い、鳥取市農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成24年8月1日制定)は廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取市農地・水保全管理支払交付金交付要綱に基づいて平成25年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行し、令和7年度事業から適用する。